

沼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例等の一部改正について

沼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年11月20日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例等の一部を改正する条例

(沼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正)

第 1 条 沼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 1 号中「この条及び第26条において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号（幼保連携型認定こども  
園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の 2 第 1 項各  
号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第 2 項に  
おいて準用する認定こども園法第27条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26  
年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

第17条第 2 項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康

診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第 141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

|                                          |                             |
|------------------------------------------|-----------------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断         |
| 乳幼児に対する健康診査                              | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

（沼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 沼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

（沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

第25条第 1 号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第29号）」に改め、同条第 2 号中「認定こども園法第 3 条第 2 項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成26年静岡県条例第77号）」に改め、同条第 3 号中「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」を「幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年静岡県条例第76号）」に改め、同条第 4 号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」を

「沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

児童福祉法等の一部改正に伴い、条例中の引用条項及び家庭的保育事業等における健康診断に係る規定を改めるほか、所要の改正を行うものである。